

「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」に対する意見

平成19年5月18日

社団法人 第二地方銀行協会

当業界は、これまでも、国民経済的観点から、真に望ましい郵政民営化が図られるためには、①規模の縮小、②公平な競争条件の確保、③内部管理態勢の整備が必要である旨等を主張してきたが、今般、日本郵政㈱が公表した実施計画では、これらの点が依然として不透明であり、不十分であると言わざるを得ない。

については、郵政民営化委員会において、改めて、以下の4点について、十分検討した上で、慎重にご審議いただきたいと考える。

1. 規模の縮小について

実施計画では、預金残高の減少見通し（平19.10：187兆円→平24.3：164兆円(4年半で24兆円減)）が示されるにとどまり、その算出根拠が不透明であるとともに、規模縮小の方向性やそのための措置に触れられていない。

郵便貯金銀行が巨大な規模を有したまま、金融市場に参入することになれば、巨大であるがゆえに、市場の需給バランスが崩れ、適正な市場機能を歪め、ひいては金融秩序を損なうことにもなりかねない。また、郵便貯金銀行は、そのバランスシートが偏った構成となっていることもあり、巨大な金利リスクに晒されている。

したがって、郵便貯金銀行における規模の縮小については、民間金融システムへの円滑な統合、内包する金利リスクの低減という観点から、計画的かつ実効性ある措置を講じることが必要と考える。

2. 公平な競争条件の確保について

郵便貯金銀行は、官業として営々と築き上げてきた国民からの信頼、全国的な営業基盤と巨大な資金力を承継する金融機関であることから、一般の金融機関には見られないような優位性があり、ましてや、政府の間接出資が残る移行期間においては、公平な競争条件は確保されないと考える。

公平な競争条件の確保については、郵政民営化法(第2条：基本理念)「郵政民

営化は、（中略）同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ」となっているにもかかわらず、実施計画では、「暗黙の政府保証」という預金者のパーセプションの払拭も含め、具体的な方策に何ら触れられていない。このため、その具体的な方策を速やかに公表し、実行に移すことが必要と考える。

3. 内部管理態勢の整備について

内部管理態勢の整備については、日本郵政㈱においても、その必要性・重要性を十分認識しているにもかかわらず、実施計画では、郵便貯金銀行本体（本社、営業所）における基本方針が示されるにとどまり、具体的な施策が不透明である。また、業務委託先である全国24,000の郵便局に対する管理態勢についても、具体性を欠くものとなっている。

このため、内部管理態勢の整備については、利用者保護や金融システム安定の観点から、郵便局も含め、金融庁検査等による十分な検証が必要である。特に、本人確認や預金者の名寄せに関する厳正な検査や新規業務の内部管理態勢に関する慎重な検証が重要と考える。

4. 新規業務の取扱いについて

実施計画では、リスク管理手段としてのデリバティブ取引、運用手段の多様化としてのシンジケートローン等および個人向金融サービスとしての住宅ローン、カードローン、クレジットカード業務など様々な新規業務への参入意向が示されているが、当該業務の運営見通し（取扱開始時期や取組方法等）が不透明である。また、流動性預金の預入限度額の廃止希望も示されているが、これは、新規業務への参入を加速し、官の関与の下での規模の拡大を招きかねない。

仮に、政府の間接出資が残る移行期間において、公平な競争条件が確保されないまま、郵便貯金銀行の業務が拡大し、地城市場に参入することになれば、地域の金融秩序が混乱し、地域経済にも深刻な影響を与えることも危惧される。

したがって、新規業務については、公平な競争条件の確保、内部管理態勢の整備を大前提に判断すべきであり、少なくとも、政府の間接出資が残る移行期間においては、極めて慎重に審議することが必要と考える。

以上